

○高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 11 条第 1 項の規則で定める金額を定める規則

〔平成 18 年 2 月 6 日〕  
規則 第 2 号

改正 平成 30 年 3 月 28 日規則第 4 号

改正 平成 31 年 3 月 27 日規則第 6 号

高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年高知縣市町村総合事務組合条例第 22 号）第 11 条第 1 項の規則で定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が 165,150 円を超えるときは、165,150 円）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 70,790 円以下であるときに限る。）	月額 70,790 円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が 82,580 円を超えるときは、82,580 円）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 35,400 円以下であるときに限る。）	月額 35,400 円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 平成 18 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日までに、高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 11 号）による改正前の高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて介護補償を支給された者で改正後の高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）及びこの規則の規定による介護補償を受けることとなるものについては、旧条例の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例及びこの規則の規定による介護補償の内払とみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 4 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 11 条第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。